

起業支援事業費補助金 (地域課題解決枠) 募集概要



地域課題を解決するような事業計画で、新規起業を目指す場合、起業に必要な経費の一部を最大４００万円まで助成します。

1 募集の対象となる方

次の（１）から（４）の全てに該当する方が対象となります。

- （１）秋田県内に居住している方、または事業期間完了日までに秋田県内に居住する方で、公募開始日以降、事業期間完了日までに秋田県内で新たに起業する方
- （２）起業後の本店・本社等の主たる事業所等が県内にあること
- （３）暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと
- （４）その他知事が定める事項に該当しないこと（詳細は、窓口にご確認ください。）

2 募集対象の事業

次の（１）から（５）の全てに該当する事業が対象となります。

- （１）事業計画が明確であり、優れたビジネスプランであること
- （２）起業の実現が高い事業であること
- （３）起業する事業の経営理念を有し、他の起業の模範となる事業であること
- （４）起業を予定している事業が別記に該当しないこと
- （５）地域課題解決枠に応募する事業は、次に掲げる社会的事業の要件の全てに該当すること。
 - （ア）地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）
 - （イ）提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）
 - （ウ）地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）

3 補助率及び補助金の額

- （１）補助金の額は、事業拠点費、人材育成費、広告宣伝費、旅費及び人件費の補助対象経費の合計額で１／２以内、２００万円を上限。ただし審査において社会的事業性が特に高いと認められる場合は４００万円を上限として助成します。
- （２）補助対象期間は、交付決定日（審査終了後に通知する日）から令和４年２月２８日までです。

※ 補助事業者として採択され、補助金の交付決定通知書が送付された日（交付決定日）以前に契約・発注・支出した費用は対象となりませんのでご注意ください。

4 補助対象となる経費

起業にあたって、準備段階から必要とする経費のうち、補助対象となる主なものは次のとおりです。

経費区分	内 容	説 明
事業拠点費	設備費	店舗などの建物にかかる工事等で、内・外装工事、空調設備、電気設備、冷暖房工事、上下水道工事など、事業に必要とする設備費、建物の賃借料（礼金、敷金は除く）。
	機械器具費	作業機械、工作機械、コンベア、パソコン、プリンター、エアコン、ファックス、コピー、業務用冷蔵庫・厨房機器、車両など、事業に必要とする機械器具、備品類（それぞれ中古品は古物商から購入する場合以外は補助対象外）。
	構築物費等 （不動産取得を除く）	建物以外にかかる工事等で、外構工事、駐車場などの舗装工事、野立て・電柱看板、キャノピーなど事業に必要とする構築物費等。
人材育成費	研修費等	従業員（起業する者は含まない）のスキルアップのための研修費（受講料、旅費、講師謝礼、資料代、委託費等）。
広告宣伝費	新聞広告費等	ホームページ作成、新聞・雑誌広告、テレビ・ラジオCM、パンフレット・チラシ製作などの広告・宣伝に要する経費。
旅 費	起業地確認及び営業活動等経費	航空及び鉄道等の公共交通機関の運賃、ホテル等の宿泊に要する経費
人 件 費	給与等	起業にあたり、県内で勤務させるため新たに雇い入れる者で、雇用保険に加入している者の給与・手当。 なお、事業主及び家族専従者の給与、法人の場合における役員報酬は対象外。

5 募集開始日

第1回募集 **令和3年 4月 1日(木)～令和3年 6月10日(木) 必着**

第2回募集 **令和3年 6月11日(金)～令和3年10月15日(金) 必着**

※ただし、事業の実施状況により、第2回募集は行わない場合があります。

（注）各募集の最終日は、午後5時を最終提出期限とします。事業計画の内容に誤りや記載不備等が見られる場合もありますので、できるだけ最終日より前に提出確認又は相談をお願いします。

6 提出書類

- （1）事業計画書、事業計画概要書、事業計画内容説明書、誓約書
- （2）その他審査に必要と思われる書類で、商工会または商工会議所が個別に求めるもの
例：既に起業している場合は、法人－履歴事項全部証明書、個人－税務署へ届け出た開業届出（税務署の受付印があるものの写し）

計画書作成に関する相談は随時受け付けていますので、できるだけ事前にご相談ください。

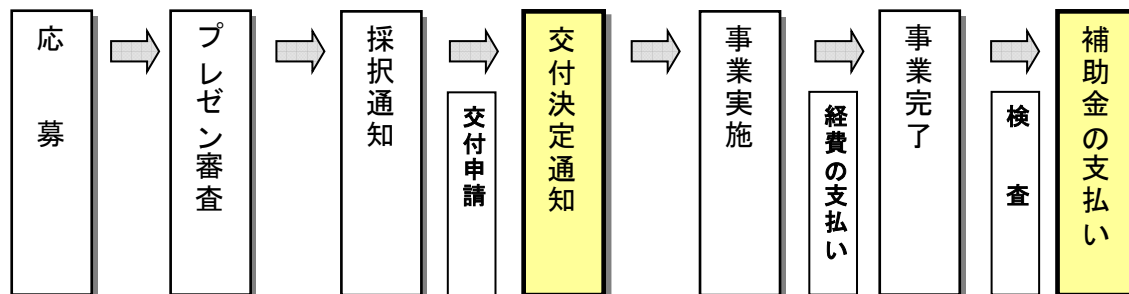
7 審査方法

審査委員が応募者を対象に、事業計画書を基にプレゼンテーションによる審査を行います。
(審査結果については、審査終了後、概ね1週間以内に書面にて通知します。)

※なお、次の事項に該当する場合は、審査において加点されます。

- ① 応募内容が、事業を承継する計画である場合
- ② 主な商圈が県外である場合

8 応募から補助金支払までの大まかな流れ



※ 補助金は事業完了後の精算払となりますので、それまでに行う経費の支払に必要な資金については、別途調達が必要になることをご留意ください。

9 応募書類提出、お問い合わせ・相談先

大館商工会議所

〒017-0044秋田県大館市御成町2-8-14
TEL 0186-43-3111 FAX 0186-49-0556

能代商工会議所

〒016-0831秋田県能代市元町11-7
TEL 0185-52-6341 FAX 0185-55-2233

秋田商工会議所

〒010-0923秋田県秋田市旭北錦町1-47
TEL 018-866-6677 FAX 018-862-2101

大曲商工会議所

〒014-0027秋田県大仙市大曲通町1-13
TEL 0187-62-1262 FAX 0187-62-1265

(次頁に続く)

横手商工会議所

〒013-0021秋田県横手市大町7-18

TEL 0182-32-1170 FAX 0182-33-5642

湯沢商工会議所

〒012-0826秋田県湯沢市柳町1-1-13

TEL 0183-73-6111 FAX 0183-73-2900

(商工会総合窓口)

秋田県商工会連合会

〒010-0923秋田県秋田市旭北錦町1-47

TEL 018-863-8493 FAX 018-863-8490

別 記 補助対象外とする業種（平成25年10月改訂「日本標準産業分類」による。）

- (1) 農業、林業（大分類Aに含まれるもの。ただし、園芸サービス業を除く）
- (2) 漁業（大分類Bに含まれるもの）
- (3) 金融業・保険業（大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く）
- (4) 医療・福祉（大分類P）の医療業のうち、病院（小分類831）、一般診療所（小分類832）、歯科診療所（小分類833）
- (5) 医療・福祉（大分類P）の社会保険・社会福祉・介護事業（中分類85）
- (6) 以下のサービス業等
 - ① 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日、法律第122号）により規制の対象となるもの
 - ② 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの）
 - ③ 芸ぎ業、芸ぎ幹旋業（細分類8094に含まれるもの）
 - ④ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの。）
 - ⑤ 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る）（細分類7291に含まれるもの）
 - ⑥ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く）（細分類9299に含まれるもの。）
 - ⑦ 易断所、観相業、相場案内業（細分類7999に含まれるもの）
 - ⑧ 宗教（中分類94に含まれるもの）
 - ⑨ 政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの）
- (7) その他
 - ① 公序良俗に反する事業
 - ② 国（独立行政法人を含む）及び秋田県の他の補助金、助成金を活用する事業